

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

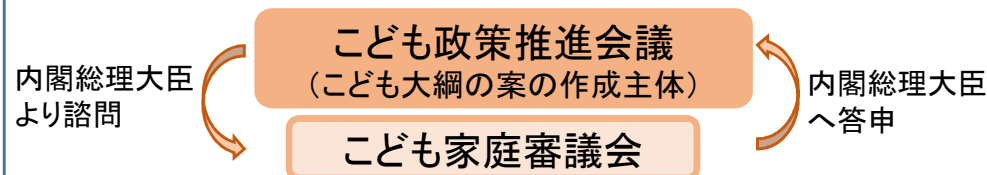


全ての人のために、社会的価値が創造され、幸福が高まる

第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

第2 こども施策に関する基本的な方針

(1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。**声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。**

第2 こども施策に関する基本的な方針

(1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

（こども・若者の権利に関する普及啓発）

こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、こどもの権利条約に関する認知度の把握

全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、こどもの権利条約にのっとり、

- ・ **全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること**
- ・ **こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること**
- ・ **こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること**
- ・ **全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること**

といった基本原則を、今一度、社会全体で共有することが重要である。これを踏まえ、以下の取組を行う。

こども・若者向けの普及啓発については、こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、**こども向けのこども基本法のパンフレット**（やさしい版）をイベント等で配布し、**こども基本法に関する動画**（やさしい版）をこども家庭庁ホームページに公表することで、こども基本法及びこどもの権利条約について広く発信する。また、**こども基本法を周知するためのクイズ動画**も制作し、**学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座**の開催に向けて取り組む。また、**学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツ**を文部科学省等と連携しながら、作成・周知する。【こども家庭庁、文部科学省、関係省庁】

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなには、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携をしながら、研修などを通じて、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。【こども家庭庁】

こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各地方公共団体でのシンポジウムやイベント等で配布したり、こども基本法に関する動画をこども家庭庁ホームページに公表したりすることで、広く発信する。【こども家庭庁】

こども基本法第15条及び同法附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、こどもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね3年毎を目途に、令和5年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【こども家庭庁】

学校教育における人権教育の推進

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、こどもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。【文部科学省】

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

人権啓発活動の実施

法務省の**人権擁護機関**においては、「**こどもの人権を守ろう**」を啓発活動**強調事項**として掲げ、「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信、「全国中学生人権作文コンテスト」やこどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施するなどしており、今後は、地域学校協働活動として、地域住民と一体となった各種啓発活動も行うことを予定している。【法務省】

(こどもの権利が侵害された場合の救済)

相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知

地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を行い、調査研究結果を踏まえて、事例の周知を図り、取組を後押しする。【こども家庭庁】

「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催し、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関が、相互に取組実態や事例について、情報交換を行う場を設ける。【総務省】

Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

(こども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出)

こどもの権利条約の認知度の把握と普及啓発

こども基本法第15条及び同法附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、こどもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね3年毎を目途に、令和5年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【再掲】【こども家庭庁】

こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

こども基本法は「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」ことが目的であることを踏まえ、同法と同条約の趣旨及び内容については、一体として、周知啓発を実施してきている。

■こども、若者向け

- 児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども向けのこども基本法のパンフレット(やさしい版)をイベント等で約500部配布し、こども基本法に関する動画(やさしい版)もこども家庭庁ホームページに公表することで、広く発信。
- また、こども基本法を周知するためのクイズ動画(令和6年3月に公表)も制作し、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催予定。

■一般向け

- 児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各自治体でのシンポジウムやイベント等で約500部配布し、こども基本法に関する動画もこども家庭庁ホームページに公表することで、広く発信。
- また、こども基本法の趣旨・内容について、こどもを養育する者や地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の理解を深めるため、令和5年11月にシンポジウムを開催。

■教職員向け

- 全国教育委員会の生徒指導担当者を対象とした研修会において資料配布を実施(令和6年1月23日 文部科学省「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」)。
- また、全国の保育園、幼稚園、認定こども園の園長や主任保育士等を対象とした研修会において行政説明を実施(令和6年1月26日 公益財団法人 日本YMCA同盟「全国YMCA教育・保育担当者研修会」)。
- 独立行政法人 教職員支援機構「校内研修動画シリーズ」にてこども基本法についての研修動画(令和6年3月に公表)を制作。

※令和5年度には児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のため、調査研究も実施してきており、この結果も踏まえ、今後の普及啓発に取り組む予定。(別紙参照)

こども基本法の周知について

パンフレット



<https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children>



動画



<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>



<https://www.cfa.go.jp/resources/>



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>



こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度（別紙）

「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における調査結果から抜粋。

○こども基本法

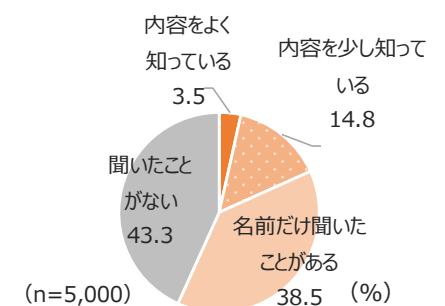
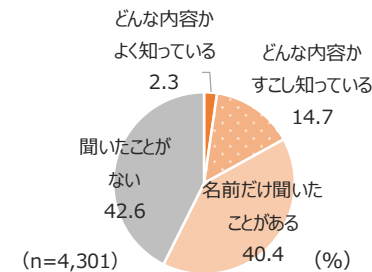
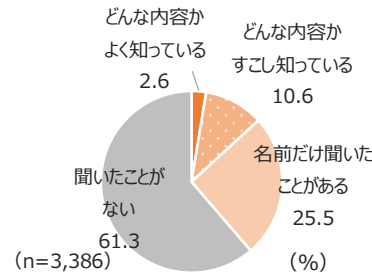
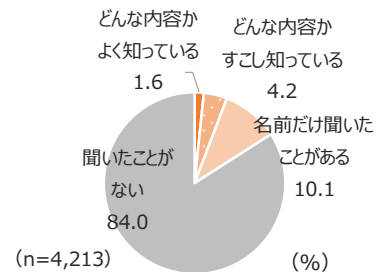
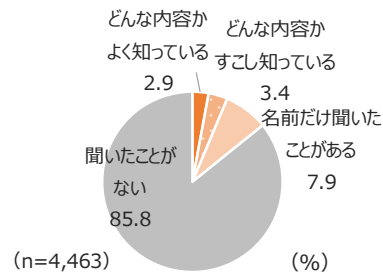
小学校1年生～3年生

小学校4年生～6年生

中学生

高校生

大人



○児童の権利に関する条約

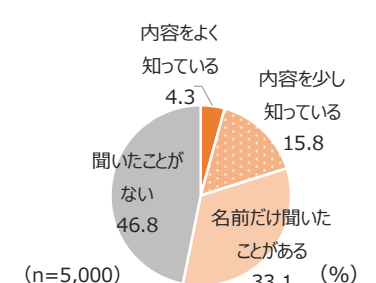
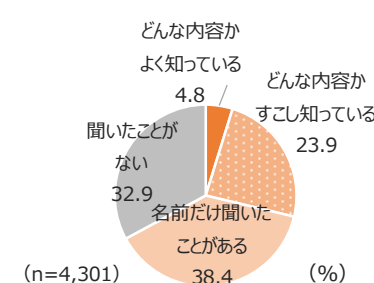
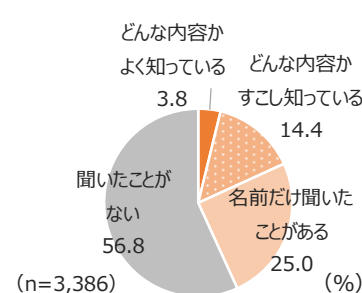
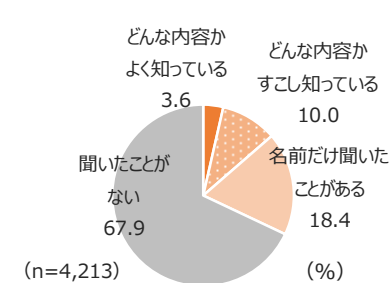
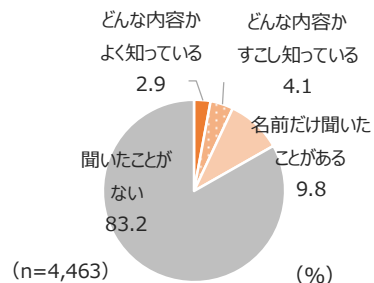
小学校1年生～3年生

小学校4年生～6年生

中学生

高校生

大人



こども大綱の周知について

動画

チラシ

冊子(概要版・詳細版)

(小学校低学年・中学年向け)
もっとやさしい版



(小学校高学年以上向け)
やさしい版



子育て当事者向け



詳しくはこども家庭庁HP(こども大綱に関する広報物)のページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/kohobutsu>

